令和８年（フ）第４９号
岡山県津山市八出613番地２
債務者　長石　明美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第６８号
岡山県津山市小原５番地33
債務者　白川　陽一
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

令和８年（フ）第６１号
福岡県大牟田市大字歴木535番地４　大牟田市営高泉住宅　Ｃ棟313号、前住所福岡県大牟田市天神町３番地９
債務者　白谷　幸紀
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第３１５号
盛岡市東緑が丘９番７号　スマイルハウスＮ204号室、住民票上の住所盛岡市東緑が丘９番７号　ともくらの風東緑が丘204号
債務者　畑中　　進
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２２号
盛岡市若園町10番45号　メゾンわかその203号、前住所岩手県一関市末広二丁目８番25号ドリーミンＡ104
債務者　小野　　誠
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２８号
盛岡市館向町18番７号　コーポ佐々木102号、前住所岩手県遠野市新町４番９号
債務者　笹谷　大祐
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第４８号
山形県鶴岡市城南町35番３号　レ・オーブ城南203
債務者　斎藤　由衣
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第５７号
群馬県みどり市大間々町桐原1471番地９
債務者　米澤　　葵
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和８年（フ）第５２号
新潟県上越市加賀町２番18号　コーポ加賀201号
債務者　五十嵐　渉
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第５６号
新潟県上越市大字島田上新田342番地
債務者　笠原　直美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第６０号
新潟県上越市大潟区雁子浜304番地20　ビレッジハウス大潟　１号棟　401号
債務者　平野　正美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和８年（フ）第３４５号
静岡県伊豆の国市天野28番地の３　メープルハイツ狩野　101号、前住所静岡県伊豆の国市長岡395番地
債務者　中村　優希
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３４６号
静岡県裾野市伊豆島田12番地の１　ウィスティリア裾野609
債務者　岡村真由美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３３５号
静岡県浜松市中央区下石田町1332番地の３
債務者　松田　秀嘉
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３５１号
静岡県浜松市中央区丸塚町530番地の16　アルタミラ303号
債務者　高田　正彦
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３５９号
静岡県浜松市浜名区引佐町井伊谷3105番地の１　坂田団地403
債務者　栗田　充彦
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３６３号
静岡県浜松市中央区住吉二丁目21番13号　ＳＫＹハイツ201
債務者　柏木　湖美
1　決定年月日時　令和８年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係